

大和市印鑑条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和5年12月15日

大和市長 古谷田 力

大和市規則第49号

大和市印鑑条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

大和市印鑑条例の一部を改正する条例（令和5年大和市条例第13号）附則ただし書に規定する規定の施行期日は、令和5年12月20日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。